

## 7. 生活衛生対策について

### 1. 生活衛生関係対策について

#### <総論>

昨年3月に発生した東日本大震災では、生活衛生関係業者も多数被災し、お見舞い申し上げます。厚生労働省としては、地域に身近な被災業者が早期に営業を再開し、被災者へのサービス提供を通じて地域の復興に尽力いただきたいと認識している。このため、「被災業者による被災地支援プログラム」を立ち上げ、平成23年度当初予算の有効活用、累次の補正予算を通じての予算、税制、融資の関係措置を総動員している。措置の有効活用をお願いするとともに、平成24年度当初予算案にも「被災した生活衛生関係業者への支援」（復興庁計上）を盛り込んだので、各都道府県生活衛生指導センターを通じて、関係の生活衛生同業組合に周知をお願いしたい。

生活衛生関係営業の振興については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、対前年度比10%増の797百万円を平成24年度予算案に盛り込んだ。昨年度の事業仕分けの教訓を踏まえ、事業の効果測定、評価が計画的に行われるよう、協力をお願いしたい。

生活衛生関係営業は中小零細事業者が多く、また、組合員の高齢化などの多くの課題に直面している。一方で、生活衛生同業組合は、衛生水準向上のための共同事業を実施し、また、保健所から各事業所への情報伝達の機能を発揮するなど、食中毒、感染症の発生予防上も有益な役割を果たしている。こうした観点から、昨年7月に、都道府県、保健所設置市宛てに、新規開設等する業者に対する組合への加入等に関する情報提供をお願いしたところであり、対応方、お願いしたい。

平成24年度の生活衛生同業組合が補助金で実施する事業の特別課題など、対策の方向性については、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において審議を行う予定である。

生活衛生関係営業は、多くの衛生課題と規制改革の要望に直面している。町屋・古民家の規制緩和、安全なまつげエクステンションの在り方などについては、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、検討を進めている。また、平成24年度予算案には、環境衛生監視員研修を新たに盛り込んだので、保健所職員等の資質向上の機会になればと期待している。ご協力をお願いしたい。

#### <各論>

##### (1) 生活衛生関係営業の振興について

###### ①生活衛生営業指導センターによる支援について

平成24年度予算(案)においては、後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進にかかる経費を計上したところである。

各都道府県におかれては、事業の実施に当たり、その目的・効果についてこれまで以上に精査されるとともに、地方交付税の財源の活用、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年2月4日健発0204第5号厚生労働省健康局長通知）についても特段の配慮をお願いしたい。

## ②新規開設者等に対する生衛法に係る情報提供

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられるため、平成23年7月26日付けで発出した生活衛生課長通知「新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」に基づき、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係業者に対する研修会等において情報提供をお願いしたい。

## ③特例民法法人に対する指導について

従来の公益法人については、経過措置として5年間（平成25年11月30日まで）に限り、特例民法法人として従前のおり存続できるが、新法に適合するよう所要の準備を行い、新制度の公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行するよう指導をお願いしたい。

## (2) 平成24年度予算(案)について

平成24年度予算(案)の主な内容は、以下のとおりである。

### ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

#### a. 全国生活衛生営業指導センター

- ・生衛業経営状況実態調査を新たに計上

#### b. 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進

#### c. 生活衛生同業組合、連合会

- ・衛生対策・振興事業の支援を強化
- ・災害時危機管理事業を新たに計上

### イ 被災した生活衛生関係業者への支援【復旧・復興】

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係業者の復興を支援するために、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、業者の自立を支援する。（復興庁計上）

### ウ 環境衛生監視員を対象とした研修を新たに計上

## (3) 平成24年度税制改正(案)について

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりとされた。

- ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設（共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等）を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長する。

イ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年延長する。

ウ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）にした上で、適用期限を2年延長する。

エ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について

平成24年度予算(案)においては、貸付規模1,150億円を確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に万全に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業者の資金繰りに支障を来すことのないよう都道府県センターを主体とするなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、格別の配慮方をお願いする。

また、貸付条件の改善として、飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業にかかる特別利率適用設備に「発電設備」を追加するとともに、全業種に省エネルギー設備として「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加することとしている。

さらに、平成24年4月から金利体系が変更となることに伴い、その円滑な実施を促進する観点から、無担保・無保証人の貸付制度である生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度について、条件緩和を行うこととしている。また、東日本大震災復興特別貸付の取扱延長をするなどし、貸付制度の更なる充実を図ったところであり、より一層、積極的な活用が図られるよう営業者に対する周知方をお願いする。

(5) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方お願いする。

②理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

③まつ毛エクステンション業について

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年、平成22年に美容師が行う業務として通知している。

一方で、美容師免許を有しない営業者が多数営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始めている。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月21日に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされた。

建議の中では、厚生労働省及び消費者庁に対し、

- ・健康被害等に関する情報の提供と的確な対応
- ・エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置
- ・不適切な表示(広告)の取締りの徹底
- ・美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

について指摘されている。

今回の建議には、地方自治体内の連携不足等についても指摘されており、今後、関係省庁とも連携しつつ、対応を検討していく。

(6) 旅館業法における構造設備要件について

旅館業法における構造設備基準の規制緩和要望については、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において検討を行ってきており、平成23年12月に「町家・古民家の規制緩和」について、検討会としての意見をとりまとめた。今後、規制改革及び特区の動向を踏まえ対応していくこととしている。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知徹底を図るとともにレジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

なお、2月に開催予定の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の情報、検査方法等の最新知見等の講演を予定しているので、活用されたい。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いします。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

地方公共団体において、関係部局が連携し、新たに、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取り組みを進めることが必要となることから、建築指導部局及び消防担当部局との連携に努めるようお願いしたい。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県センターとともにご協力をお願いしたい。

(10) 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループについて

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を地域保健対策検討会で行っている。このうち地域における衛生水準の向上や環境衛生監視員の専門性確保及び監視機能の充実など、対物保健サービスに関する事項の検討を行っており、本年1月末に検討会に報告する予定としている。

## 2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等一部の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で、建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

- ① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について  
平成23年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。
- ② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について  
これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。
- ③ シックハウス担当職員研修について  
2月に開催予定の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、シックハウス症候群について専門家から講演をいただく予定である。  
各都道府県等においては、これらを活用等いただき、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いしたい。

### 3. その他

#### (1) 東日本大震災に際しての御遺体の埋火葬について

東日本大震災に際しての多くの御遺体の埋火葬については、墓地埋葬法の規定に従い、御遺体の尊厳を守りつつ、迅速かつ円滑な実施に取り組んでいただいた。

各地方公共団体、関係団体の御協力に厚く御礼申し上げます。

#### (2) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

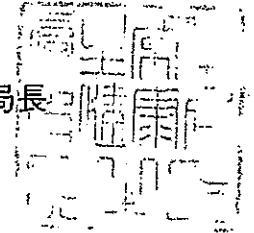
「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」（平成20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示している。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、適切に対応いただいているものと考えているが、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、移行期間内に公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

平成23年2月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）に配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県職員OBであることが問題視されたところです。

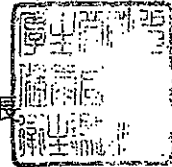
また、国家公務員退職者が所管法人等の利害関係がある法人へ再就職することについて法的規制が課せられ、また、国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県等の地方公務員退職者を経営指導員として採用することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

については、都道府県センターが新たに経営指導員を採用する場合には、公募を行い、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平、公正に評価したうえで採用するなど、都道府県センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう、都道府県センターに対する指導方お願いします。

健衛発0726第1号  
平成23年7月26日

都道府県  
各政令市 衛生主管部(局)長 殿  
特別区

厚生労働省健康局生活衛生課長



## 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
- ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、

といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることから、

- ・都道府県(保健所)への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県(又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター)が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」(平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により通知していますので、念のため申し添えます。



## 情報提供内容 (例)

## － 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。
- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
- (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

- ①飲食店営業 (すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)  
 ②喫茶店営業                      ③食肉販売業 (食鳥肉、食肉)                      ④冰雪販売業  
 ⑤理容業                              ⑥美容業                              ⑦興行場営業  
 ⑧旅館業 (旅館・ホテル、簡易宿所)                      ⑨公衆浴場業                      ⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導  
 (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋  
 (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業  
 (4) 組合員の福利厚生に関する事業  
 (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい      ○貸付期間が長い      ○金利が低い  
 ○無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある  
 ○振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

生活衛生関係の予算等の対応  
(震災直後から平成24年度概算要求まで)

	予算額 (百万円)	融資	予算額 (百万円)	補助金	備考
震災直後の対応		災害貸付の特別措置(利率の引き下げ等)(3月12日閣議決定)			・旅館・ホテル等への被災者の受入に係る災害救助法適用通知(3月24日発出) ・訪問理容・美容の特例通知(4月22日発出)等
		返済猶予等既往債務の条件変更など弾力運用(3月11日事務連絡発出)			
		セーフティネット貸付の金利引き下げの延長(4月1日から延長)			
平成23年度当初予算 (3月29日成立)	1,532	株式会社日本政策金融公庫補給金	724	生活衛生関係営業対策事業費補助金 審査評価会の審査を経て内示(7月7日、9月9日) ・「被災事業者による被災者支援プログラム」の創設 ・「 <u>公衆浴場の確保特別措置法</u> 」を適用し、 <u>公衆浴場施設改修費を健康・福祉改善事業に追加(11月27日要綱改正)</u> (補助率:1/2)	
		振興事業促進支援融資制度の創設(振興貸付利率から0.15%金利引き下げの措置)			
第1次補正予算 (5月2日成立)	2,114	東日本大震災復興特別貸付の創設(5月23日受け付け開始)		火葬場(施設)の災害復旧に関する補助(補助率:1/2→2/3)	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱(5月2日施行)
		生活衛生経営改善貸付の拡充(5月23日受け付け開始)		理容師・美容師養成施設の災害復旧に関する補助を創設(補助率:1/2)	〃
		東日本大震災復興特別貸付の実質無利子化(利子補給制度)(8月22日から受け付け開始)		仮設店舗の整備(中小企業庁実施)	
第2次補正予算 (7月25日成立)		二重ローン対策(8月8日岩手県と基本合意。10月上旬相談受け付けを開始。その他の県は調整中)			
第3次補正予算 (11月21日成立)	3,131	東日本大震災復興特別貸付の延長	233	被災した生活衛生関係事業者への支援(生活衛生関係営業対策事業補助金)	
		円高対策として、業況悪化の場合の金利引き下げや設備資金の貸付利率の引き下げ		火葬場(設備)の災害復旧に関する補助の追加(補助率:定額)	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱(11月21日施行)
平成24年度予算(案) (12月26日閣議決定)	1,538	日本政策金融公庫補給金貸付制度の改善 ・振興計画に基づき営業を行う者に対する特別利率適用施設設備の拡充(自家用発電設備等省エネ設備品目の追加)	797	生活衛生関係営業対策事業費補助金(対前年度110.0%) ・全国センターのシンクタンク機能の強化 ・組合や連合会の行う衛生対策・振興事業の支援 ・ <u>都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員の人件費については、事業評価等の結果を踏まえ、20%の範囲内で削減</u>	【その他】 環境衛生監視員研修(仮称)の創設 【1,500万円】
		保全金利導入の円滑実施に資する衛経の条件緩和	135	東日本大震災復旧・復興にかかる経費【復旧・復興枠】 ・被災した生活衛生関係事業者への営業再開支援	

# 生活衛生関係営業関連の税制 (所得税、法人税、固定資産税)

## 大綱の概要

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長  
生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長
- (2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長  
クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%の特別償却を認める現行措置の適用期限を2年延長
- (3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し  
ドライクリーニング機の技術革新に合わせ、外付け型の活性炭吸着回収装置を対象外とし、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を新たに加え、課税標準を価格の2分の1にした上で、適用期限を2年延長

## 現状(要望の背景)

### 【生活衛生関係営業の特徴】

生衛業は国民生活に密着し、  
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所  
(全産業589万のうち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用  
(全従業者5,844万のうち11.4%)

- 経営基盤の安定
- 国民の衛生水準の向上

- 事業収益の低迷や国内民需の減速
- 大手チェーンストアの進出
- 新たな環境規制

政策税制(軽減措置等)

### 取得段階の軽減措置

### 保有段階の軽減措置

- ・共同利用施設の特別償却
- ・公害防止用設備の特別償却
- ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

- 協業化等による合理化・省力化の推進、生産性の向上(共同利用施設)
- 環境に優しい営業の推進(公害防止用設備)

**大綱の概要**

ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応

**現状と課題**

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。



**税制改正要望の概要**

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したのに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊（平成22年度）  
国内における観光旅行消費額 30兆円（平成22年度）

**ホテル・旅館の施設数**

**60,449施設**  
(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業：9,603  
旅館営業：50,846

**固定資産評価基準における経年減点補正率  
基準表の経過年数**

ホテル（非木造）

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20年

## 生活衛生資金貸付の改正

### ○貸付計画額の見直し

平成23年度		平成24年度
1,200億円	→	1,150億円

### ○生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るための補給金

平成23年度		平成24年度
15.3億円	→	15.9億円

### ○貸付制度

#### 融資対象設備の見直し

- ・飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業の対象品目に発電設備を追加（振興事業貸付）
- ・省エネルギー設備に「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加（一般貸付・振興事業貸付）

#### 振興事業促進支援融資制度の取扱延長

平成23年度に創設した振興事業促進支援融資制度の取扱期間の延長  
（※振興事業促進融資制度：生活衛生同業組合員が事業計画書等を提出した場合に振興貸付特別利率よりも更に0.15%低い貸付金利を適用する制度）

#### 生活衛生関係営業経営改善特別貸付の拡充措置の延長

貸付限度額を1,000万円から1,500万円とする取扱及び貸付期間を7年から10年以内とする取扱等を延長

（※生活衛生関係営業経営改善特別貸付：組合の推薦を受けて組合員が受ける無担保・無保証の低利貸付）

#### 受動喫煙防止資金（健康・福祉増進貸付）の取扱期間の延長

受動喫煙防止資金について取扱期間の延長

#### 東日本大震災復興特別貸付の取扱延長

平成23年度第1次補正で創設した「東日本大震災復興特別貸付」について、取扱期間の延長。

# 「地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ」 での対応

## 地域保健対策検討会

地域保健対策の推進については、地域保健法(昭和22年法律第101号)及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月1日厚生省告示第374号)に定められているところであるが、市町村合併の進展や健康危機管理事案など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を行っている。

## 対物保健サービス検討ワーキンググループ

地域保健対策検討会の検討事項のうち、対物保健サービスに関する以下の事項を円滑に検討するため、本ワーキンググループを平成23年3月に設置

- (1) 地域における健康危機管理の体制について
- (2) 市町村と保健所の連携について
- (3) 地域における医療計画との関わりについて
- (4) 地域保健対策にかかる人材確保・育成について

○本ワーキンググループでの検討結果は、平成24年1月末に地域保健対策検討会に報告する予定

生活衛生関係の予算等の対応  
(震災直後から平成24年度概算要求まで)

	予算額 (百万円)	融 資	予算額 (百万円)	補助金	備考
震災直後の対応		災害貸付の特別措置(利率の引き下げ等)(3月12日閣議決定)			・旅館・ホテル等への被災者の受入に係る災害救助法適用通知(3月24日発出)
		返済猶予等既往債務の条件変更など弾力運用(3月11日事務連絡発出)			・訪問理容・美容の特例通知(4月22日発出) 等
		セーフティネット貸付の金利引き下げの延長(4月1日から延長)			
平成23年度当初予算 (3月29日成立)	1,532	株式会社日本政策金融公庫補給金	724	生活衛生関係営業対策事業費補助金 審査評価会の審査を経て内示 (7月7日、9月9日)  ・「被災業者による被災者支援プログラム」の創設 ・「 <u>公衆浴場の確保特別措置法</u> 」を適用し、 <u>公衆浴場施設改修費を健康・福祉改善事業に追加</u> (11月27日要綱改正)(補助率:1/2)	
第1次補正予算 (5月2日成立)	2,114	東日本大震災復興特別貸付の創設 (5月23日受け付け開始)		<u>火葬場(施設)の災害復旧に関する補助</u> (補助率:1/2→2/3)	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱(5月2日施行)
		生活衛生経営改善貸付の拡充 (5月23日受け付け開始)		<u>理容師・美容師養成施設の災害復旧に関する補助を創設</u> (補助率:1/2)	〃
		東日本大震災復興特別貸付の実質無利子化(利子補給制度)(8月22日から受け付け開始)		仮設店舗の整備(中小企業庁実施)	
第2次補正予算 (7月25日成立)		二重ローン対策 (8月8日岩手県と基本合意。10月上旬相談受け付けを開始。その他の県は調整中)			
第3次補正予算 (11月21日成立)	3,131	東日本大震災復興特別貸付の延長	233	被災した生活衛生関係業者への支援 (生活衛生関係営業等対策事業補助金)	
		円高対策として、業況悪化の場合の金利引き下げや設備資金の貸付利率の引き下げ		<u>火葬場(設備)の災害復旧に関する補助の追加</u> (補助率:定額)	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱(11月21日施行)
平成24年度予算(案) (12月26日閣議決定)	1,538	日本政策金融公庫補給金貸付制度の改善 ・振興計画に基づき営業を行う者に対する特別利率適用施設設備の拡充(自家用発電設備等省エネ設備品目の追加)	797	生活衛生関係営業対策事業費補助金(対前年度110.0%) ・全国センターのシンクタンク機能の強化 ・組合や連合会の行う衛生対策・振興事業の支援 ・ <u>都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員の人件費については、事業評価等の結果を踏まえ、20%の範囲内で削減</u>	【その他】 環境衛生監視員研修(仮称)の創設【1.5百万円】
		保全別金利導入の円滑実施に資する衛経の条件緩和	135	東日本大震災復旧・復興にかかる経費【復旧・復興枠】 ・被災した生活衛生関係業者への営業再開支援	

## 生活衛生資金貸付の改正

### ○貸付計画額の見直し

平成23年度		平成24年度
1,200億円	→	1,150億円

### ○生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るための補給金

平成23年度		平成24年度
15.3億円	→	15.9億円

### ○貸付制度

#### 融資対象設備の見直し

- ・飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、冰雪販売業、旅館業の対象品目に発電設備を追加（振興事業貸付）
- ・省エネルギー設備に「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加（一般貸付・振興事業貸付）

#### 振興事業促進支援融資制度の取扱延長

平成23年度に創設した振興事業促進支援融資制度の取扱期間の延長  
（※振興事業促進融資制度：生活衛生同業組合員が事業計画書等を提出した場合に振興貸付特別利率よりも更に0.15%低い貸付金利を適用する制度）

#### 生活衛生関係営業経営改善特別貸付の拡充措置の延長

貸付限度額を1,000万円から1,500万円とする取扱及び貸付期間を7年から10年以内とする取扱等を延長

（※生活衛生関係営業経営改善特別貸付：組合の推薦を受けて組合員が受ける無担保・無保証の低利貸付）

#### 受動喫煙防止資金（健康・福祉増進貸付）の取扱期間の延長

受動喫煙防止資金について取扱期間の延長

#### 東日本大震災復興特別貸付の取扱延長

平成23年度第1次補正で創設した「東日本大震災復興特別貸付」について、取扱期間の延長。



## 大綱の概要

### (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長

### (2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%の特別償却を認める現行措置の適用期限を2年延長

### (3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し

ドライクリーニング機の技術革新に合わせ、外付け型の活性炭吸着回収装置を対象外とし、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を新たに加え、課税標準を価格の2分の1にした上で、適用期限を2年延長

## 現状(要望の背景)

### 【生活衛生関係営業の特徴】

生衛業は国民生活に密着し、  
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所  
(全産業589万うち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用  
(全従業者5,844万のうち11.4%)

- 経営基盤の安定
- 国民の衛生水準の向上

- 事業収益の低迷や国内民需の減速
- 大手チェーンストアの進出
- 新たな環境規制

政策税制(軽減措置等)

取得段階の軽減措置

保有段階の軽減措置

- ・共同利用施設の特別償却
- ・公害防止用設備の特別償却

- ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

- 協業化等による合理化・省力化の推進、生産性の向上(共同利用施設)
- 環境に優しい営業の推進(公害防止用設備)

## 大綱の概要

ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応

## 現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

## 税制改正要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊（平成22年度）  
国内における観光旅行消費額 30兆円（平成22年度）

### ホテル・旅館の施設数

**60,449施設**  
(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業：9,603  
旅館営業：50,846



### 固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

#### ホテル（非木造）

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20年

# 「地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ」 での対応

## 地域保健対策検討会

地域保健対策の推進については、地域保健法(昭和22年法律第101号)及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月1日厚生省告示第374号)に定められているところであるが、市町村合併の進展や健康危機管理事案など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を行っている。

## 対物保健サービス検討ワーキンググループ

地域保健対策検討会の以下の検討事項のうち、対物保健サービスに関する事項を円滑に検討するため、本ワーキンググループを平成23年3月に設置

- (1) 地域における健康危機管理の体制について
- (2) 市町村と保健所の連携について
- (3) 地域における医療計画との関わりについて
- (4) 地域保健対策にかかる人材確保・育成について

○本ワーキンググループでの検討結果は、平成24年1月末に地域保健対策検討会に報告する予定